



エコマークQAセッション

お寄せいただいたご質問にお答えします

2023年4月28日 13:00～ オンラインにて



エコマークからの回答の前に…

いただいたご質問：

「エコマークを付けることでメリットを感じた瞬間を教えてください。」

ご意見・コメントがありましたら、チャットにてお知らせください。



申請

海外で製造した製品は
認定取得ができますか。

可能です。

エコマークにお申し込みができるのは、

日本国内で現在販売されているか、6カ月以内に販
売されるもの



申請

「販売が6か月以内」が対象だが、それより前から準備が必要なため、パッケージにエコマーク表示ができない。

申請した商品の発売が延期になった場合は、どのような書式でどのように手続きをすればよいのでしょうか？

確実に国内で販売されるもの、仕様が固まった状態でお申し込みいただくために期間を設けています。
発売開始時期については事務局にご相談ください。

特定の書式はございませんので、
事務局にご相談ください。



申請

誰がエコマーク認定を申請するのですか

原則として、商品ブランドを保有し、その対象商品にエコマークの表示を希望する事業者の方

(商品類型No.120「紙製の印刷物」は発行者が申請)

OEM商品にエコマークを表示してよいですか？

OEM先で、認定を取得することが必要です

(供給を受けて販売する事業者)



申請

申請する商品は、何をもって
1商品となるのか？

各認定基準の「商品区分、表示など」の項に、申込
単位（申込区分）を記載しています。



契約

費用について教えてください

1. 認定審査料

認定審査申込時：22,000円（1商品あたり）

2. 使用料（年間）

認定された商品の売上高に応じて決定

※サービス分野は料金体系が異なります

担当：契約・監査課



追加・変更

追加申請の手順について

変更の手続きについて
(商品の構成が変わったときは
どうすればいいですか)

エコマーク商品追加申込書（様式A）を提出
新たな色やサイズ、デザイン等の型式・品番等を追加する場合

エコマーク商品変更申込書（様式B）を提出

認定基準に関連する変更が発生する場合

- ・色やサイズ、デザイン等の仕様を変更する場合
- ・商品ブランド名、型式（品番）の呼称などを変更する場合
- ・製造工場、原料、原料供給元など仕入先等を変更または追加する場合
- ・既認定商品のうち、一部の型式を削除する場合 ほか

<共通>

メール提出。締め切りなし。無料。

書類に問題がなければ1週間程度で結果を通知

仕様変更においてご不明な場合は、お気軽にご相談ください。

担当：基準・認証課



変更

商品の包装デザインの変更時は申請が必要でしょうか？

包装デザインの変更時は、基本的には手続き不要。
※ブランド名、品番など、認定内容に関わることは変更届が必要。

ブランドロゴ変更時は？

ブランドロゴ変更時は、
商品名が変わる場合は、手続きが必要。



ホーム→ 認定の取得後 →[エコマーク表示方法と画像ダウンロード](#)

ホーム→ [資料・規定類、関連情報](#)→ [規定類](#)→ [エコマーク使用の手引](#)

表示

エコマークの表示方法について

各認定基準書の「商品区分、表示など」

および

「エコマーク使用の手引」

に従って表示をしてください

ロゴマーク表示について

「カタログなどの広告・宣伝物に使用契約者名が表記されていれば個々のロゴマークの近傍に表記する必要はありません」とありますが、認定番号も表記不要ですか？

→ その通りです。



表示

2019年4月にエコマークの表示ルールが変わりましたが、旧デザインのマークは現在も引き続き使用は可能でしょうか？

(質問者は2003年からマーク使用を継続)

2019年4月以前から認定取得を継続されている使用契約者は、以前のマーク表示が可能
その後認定取得となった商品に対しても、旧デザインを使用できます (デザイン統一等の観点から)

新たにエコマーク認定取得に至った使用契約者は、基本ロゴでの表示 (環境主張の表記などは任意)



単体での使用不可



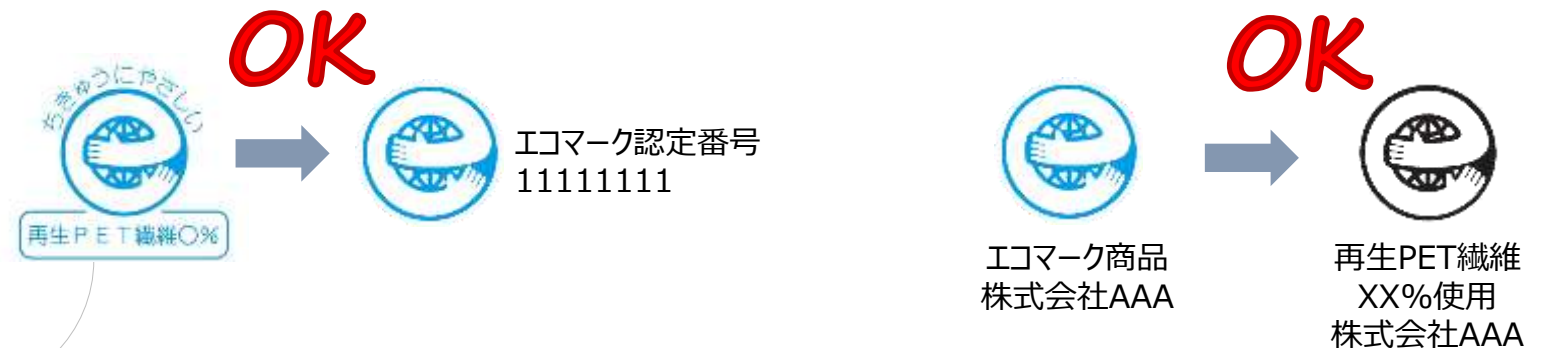
変更/表示

マークの表示を変更するときに申請が必要かどうか？

手続きは不要です。

「認定基準」と「エコマーク使用の手引」に則って表示することが前提

※再生材料の配合率等の仕様変更に係るものは、エコマーク商品変更の手続きが必要となります。



表示の変更で不安な場合は、お気軽にご相談ください。

担当：基準・認証課

ホーム→ 認定の取得後 → [エコマーク表示方法と画像ダウンロード](#)

ホーム→ エコマークについて → [エコマークを紹介する](#)



表示

エコマークは、施設内のポスターや掲示物で使用するときに申請は必要ですか？
使用するときは、認定番号が必須ですか？

1. 自社認定商品を紹介するポスター・掲示物の場合
広告・宣伝物と同様の扱いとなります。表示に関しては、「使用の手引」に従ってください。

2. ポスターそのものに使用する場合

紙製の印刷物、プラスチック製品、など該当する商品類型での認定取得が必要

3. エコマークを紹介する場合

事前の内容確認が必要。エコなイメージとしての使用は不可。



ホーム→ 認定の取得後 →[商品情報と商品画像の登録](#)

ホーム→ [エコマーク商品を探す](#)

認定商品・ウェブ

各登録者サイトページ内、左上段に大きく水色のエコマークロゴを模した正方形のスペースがありますが、この目的をお知らせいただけますでしょうか。

商品・ロゴなどのイメージ画像などをアップロードできるので、ありがたいです。

商品の画像が1点登録していただけます。
商品情報ページのほか、検索一覧にも表示されます。

画像ファイルの形式

ファイル形式	JPEG
ファイル名	エコマーク認定番号（8桁数字、スペースなし） 例：10112001.jpg
画像サイズ	縦300ピクセル× 横350ピクセル



送り先（メール）

syuhinjuryouhou@ecomark.jp



認定基準

認定基準の有効期限は、
認定基準自体が消滅しない
限りは延長されるものなので
しょうか？

認定基準の有効期限のおよそ2年前を迎える商品
類型について、

全面的な改定（見直し）か、
現行の有効期限で終了か、
有効期限の延長か、

のいずれを行うべきかを判断します。

（今年度は2025年度に期限を迎える商品類型が
審議対象。10月に意見募集。）

参考「[エコマーク商品類型・認定基準の制改定等に関する諸ガイドライン](#)」



担当者

複数名でエコマーク申請業務を行っているが、変更・追加手続きの際は誰の名前で行えばよいでしょうか。

できれば、登録された担当者名であることがのぞましい。ですが、実務担当者であっても差し支えない。

※一斉のお知らせは、登録された1名のみ連絡が送られます。内部で共有をお願いします。

エコマーク担当変更

→ 担当者変更届（様式C）を提出

担当：契約・監査課



ホーム→ [エコマークについて](#) → [グリーン購入法とエコマーク](#)

ホーム→ [エコマーク商品を探す](#)→ [グリーン購入法品目で検索](#)

その他

グリーン購入法とエコマークはどう違うのか。

	グリーン購入法	エコマーク
開始年	2001年	1989年
所管	環境省	公益財団法人日本環境協会
根拠法令、 関連規格	国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）	ISO14024
対象	国及び国の機関（義務） 地方公共団体・地方独立行政法人（努力義務）	主として一般消費者
分野	「特定調達品目」 22分野287品目	エコマーク商品類型 74商品類型
基準	判断の基準	認定基準
適合判断	第三者の情報を基に調達者が判断	第三者認証



- ✓ 「エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること」9分野106品目
- ✓ エコマークはグリーン購入法の上位基準

セミナー実施予定（時期未定）



たくさんのご質問ありがとうございました

- 「エコマーク使用の手引」

エコマーク表示についての手引書

<https://www.ecomark.jp/pdf/siyoutebiki.pdf>

- 「エコマークのてびき」

エコマーク使用申込など認定審査から、認定後のエコマーク使用契約などの手続き方法について説明したもの

<https://www.ecomark.jp/pdf/tebiki.pdf>



告知

今年もやります エコマークアワード2023



- 6月 募集開始予定！
- サステナブルな社会の実現に向けた取り組みをする企業・団体
- 昨年の様子

<https://www.ecomark.jp/award/2022/>



ご視聴ありがとうございました



info@ecomark.jp



<https://www.ecomark.jp/>

オンライン相談

<https://www.ecomark.jp/acquire/assistance/online.html>

公益財団法人日本環境協会 エコマーク事務局